

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学発注の契約に係る一般競争, 指名競争又は随意契約において, 一般競争参加資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし, 契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約の履行)</p> <p>2 本学発注の契約の履行に当たり, 過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 他の公共機関における契約の履行に当たり, 過失により履行を粗雑にした場合において, かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 本学発注の契約の履行に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ, 又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>5 他の公共機関における契約の履行に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ, 又は損害を与えた場合において, 当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>6 本学発注の契約の履行に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>7 他の公共機関における契約の履行に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において, 当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>8 第2号に掲げる場合のほか, 本学発注の契約の履行に当たり, 契約に違反し, 契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(落札決定後の契約辞退)</p> <p>9 本学発注の契約に係る一般競争, 指名競争において, 落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>

別表第2

贈賄等不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈 賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 本学又は他の公共機関発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

(その他)

6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

当該認定をした日から
1か月以上9か月以内